平成２５年（フ）第８３１０号
東京都墨田区文花１丁目26―29―504
債務者　藤　　鞆晃
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３１１号
東京都足立区栗原３丁目４－５―102
債務者　濱田　　博
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３１４号
東京都北区赤羽台３丁目19―４―201
債務者　相良　容子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３１５号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢３丁目27―22
債務者　大西　智貴
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３１８号
千葉県浦安市海楽１丁目27―19―102
債務者　石坂真由美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３２７号
神奈川県相模原市中央区すすきの町35―18―203
債務者　加藤　金吉
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３２８号
神奈川県相模原市中央区すすきの町35―18―203
債務者　加藤　八重
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３３０号
東京都葛飾区東新小岩３丁目８－３―108
債務者　田中　美香（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２５年（フ）第５３号
千葉県木更津市江川688番地28
破産者　本間　明美
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第５６号
千葉県袖ケ浦市蔵波台４丁目18番地４　たつきハイムＦ201号
破産者　田中　大典
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第６号
高知県安芸郡芸西村和食甲4646番地２
破産者　杉藤　素史
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
北海道苫小牧市美園町４丁目２番５号
破産者　坂井　伸彰
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６４号
北海道苫小牧市船見町１丁目２番20号　ブリリアント船見Ｅ101
破産者　菅野　克則
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１１０号
北海道旭川市緑が丘３条２丁目１番地　市住126号
破産者　蠣崎　良治
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２１号
北海道旭川市西神楽１線５号67番地の56
破産者　岡崎　珠希
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２４号
北海道旭川市永山４条13丁目３番６号　ライフ83―202
破産者　原田　幸三
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
北海道旭川市永山４条13丁目３番６号　ライフ83―202
破産者　原田三枝子（旧姓加賀谷）
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
北海道深川市２条５番27号　コーポ佐藤５号室
破産者　柴原　光子
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５号
北海道旭川市３条西３丁目２番22号　メゾンルウエスト103号
破産者　秦　　裕
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４０号
北海道旭川市大町１条15丁目307番地　根元アパート１階右
破産者　上原　義寛
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１号
北海道旭川市神楽岡７条６丁目２番15号
破産者　工藤　梨乃
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４５号
北海道旭川市７条通23丁目358番地の60　７・23ハイツ102号室
破産者　西山　秀子
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部